

## マネージメント・レター No.265

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

貴社が健全経営でも「取引先の倒産」という事態はいつ起こるかわかりません。中小企業倒産防止共済制度は、そのような不測の事態に直面された中小企業の皆様に、迅速に資金を融資する共済制度です。

**(1) 加入資格**

一定の条件に該当する、引き続き1年以上事業を行っている中小企業者の方が加入できます。

**(2) 掛金について**

掛金月額は、5,000円から80,000円までの範囲（5,000円刻み）で自由に選べ、加入後も掛金月額は増額・減額できます。掛金は、掛金総額が320万円になるまで積み立てられます。

**(3) 税法上のメリット**

掛金は、税法上損金（法人）または事業所得の必要経費（個人事業）に算入できます。

**(4) 貸付条件**

取引先事業者が倒産して、売掛金債権等が回収困難となった時に貸付が受けられます。共済会の貸付金は「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付を受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。償還期間は5年で毎月均等償還です。

**(5) どれだけの貸付が受けられる？**

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高3,200万円）」のいずれか少ない額となります。

\*この共済制度に関し、平成23年10月までの間に以下のような改正が行われる予定です。

(2)の掛金について・・・掛金月額の引上げ（8万円⇒20万円）・掛金の積立限度額の引上げ（320万円⇒800万円）

(5)の貸付限度額について・・・貸付限度額の引上げ（3,200万円⇒8,000万円）

何が起こるか分からない、ならば、今後更に自己防衛が必要となってくるでしょう。

（参考資料：中小企業基盤整備機構「経営セーフティ共済パンフレット」）

 **今月のワンポイント** 

創成川通りのアンダーパス連続化に伴い南4条から北1条の間の創成川両岸が公園として整備されています。彫刻・歴史モニュメントなど多くありますし、ベンチも沢山設置されています。ボランティアによる清掃も頻繁に行われていて、とても心地いい公園です。劇団四季の劇場もすぐ近くですし、新しい札幌の街を感じることができると思います。当事務所の近くでもありますのでお気軽に朝賀事務所にもお立ち寄りください。